

・専門医の申請方法

専門医を申請される方々のためにその要点を挙げましたので、ご参照のうえご申請下さい。

< 申請資格 >

1. 日本国歯科医師免許を有すること
2. 5年以上継続している会員歴(申請締切日(毎年8月末と3月末)までに)
3. 認定研修機関で5年以上の診療および研究に従事
4. 多肢選択式筆記試験に合格していること
5. 認定研修内容の完備(70単位以上)
 - 1) 学術大会への出席: 28単位以上必要
春季・秋季日本補綴歯科学会学術大会および支部学術大会ならびに
専門医研修会... 4単位 / 1回
生涯学習公開セミナー... 2単位 / 1回
出席の確認は大会時に提出した専門医研修カード(資料1)で行う。
 - 2) 歯科補綴学に関連する領域の発表: 筆頭著者または演者の場合を必ず含み
12単位以上必要

論文発表	筆頭著者	-----	8単位
	筆頭著者以外の共著者	-----	4単位
口頭発表(ポスター等を含む)	演者	-----	6単位
	演者以外の共同発表者	-----	3単位
 - 3) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療: A.とB.で30単位以上必要
A. 治療終了後3年以上の経過観察を行った症例1症例 ----- 10単位
この症例は専門医研修会または支部学術大会でケースプレゼンテーションを行う
B. 治療を終了した症例10症例以上 ----- 1症例2単位

< 申請方法 >

1. 申請書類
 - 1) 日本補綴歯科学会専門医申請書 (様式1)
必ず2名の推薦指導医の氏名を記載、捺印すること。
 - 2) 履歴書 (様式2)
 - 3) 歯科医師免許証の写し
 - 4) 日本補綴歯科学会会員歴証明書 (様式3)
入会日が不明の場合は申請者の氏名のみ記載すること。(入会日は学会事務局で記入。)
 - 5) 認定研修証明書 (様式4)
(継続中、修了)いずれか該当する方を で囲むこと。
 - 6) 学術大会出席記録 (様式5)
 - 7) 歯科補綴学に関する発表記録 (様式6)
記載した論文の別刷および学会発表のプログラムと抄録部分のコピーを添付すること。
 - 8) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断及び治療記録 (様式7)

- 3年以上の経過観察を行った症例で、様式に基づき患者名、性別、生年月日、初診年月日、診断名、治療内容、経過および指導医の意見を記載すること。
- 9) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断及び治療記録 (様式8)
治療を終了した症例で、様式に基づき患者名、性別、生年月日、初診年月日、診断名、治療内容、経過および指導医の意見を記載すること。10症例以上提出のこと。
- 10) ケースプレゼンテーションおよび筆記試験の審査結果報告書(様式11)
- 11) 筆記試験用紙(様式29)
発表学会名と発表者名を記載し、2部提出すること。
- 12) 多肢選択式筆記試験合格通知書のコピー
- 13) 専門医認定申請料1万円の郵便振替払込受領証のコピー
(様式1の所定の箇所に貼付のこと。郵便振替口座番号は:00100-9-565193、
加入者名:日本補綴歯科学会認定審議会)
提出された申請書類および一旦納入された申請料の返却はしない。

2. ケースプレゼンテーション

- 1) 「専門医申請のためのケースプレゼンテーション」は専門医研修会ならびに支部学術大会で専用コーナーを設け、ポスター発表の形式で行う。
- 2) 「専門医申請のためのケースプレゼンテーション」を希望する者は、日本補綴歯科学会専門医申請用ケースプレゼンテーション申請書(様式9, 9-2)に必要事項を記入のうえ、該当専門医研修会、学術大会の演題締切日までに、学会事務局に送付する。
- 3) 発表は学術大会のポスター発表のガイドラインに従う。
- 4) 所属名として教育機関在籍者は教育機関名を、その他の者は所属支部名を明記する。また、連絡先を明示する。
- 5) 演者は単名とする。
- 6) 症例の特徴(問題点、着眼点、工夫、改善策、解決策等)を簡潔に明記する。
- 7) 初診時、治療中、経過観察中のX線写真、研究用模型ならびに口腔内写真等を提示する。
- 8) 展示時間内に複数の審査員の審査を受ける。
- 9) 発表終了後に発表内容(様式10)を学会事務局に郵送する。

3. 筆記試験

- 1) ケースプレゼンテーション審査終了後に実施する。
- 2) 出題数は2問、ケースプレゼンテーション審査を行った審査委員より出題される。
- 3) 出題された設問に対して的確かつ十分な内容を記載すること。
- 4) ケースプレゼンテーションの内容との関連性についても記載すること。
- 5) 試験時間は2問で20分とする。

< 専門医の認定 >

専門医の資格認定は、毎年4月と9月に行われる専門医認定委員会で下記3点に基づき審議して決定、理事会に報告する。

1. 申請書類
2. 発表内容 (様式10)

3. ケースプレゼンテーションおよび筆記試験の審査結果 (様式11)

< 認定証の交付 >

1. 学会事務局から審査結果を申請者に通知する。申請者は、日本補綴歯科学会雑誌投稿規定を確認のうえ、専門医認定委員会における合格の日から起算して1年以内に日本補綴歯科学会雑誌に投稿を行う。
2. 申請者は症例論文掲載決定後、日本補綴歯科学会専門医登録申請書(様式12)の必要事項を記入、登録料(3万円・郵便振替にて納入)払込受領証のコピーを様式12の所定の箇所に貼付のうえ学会事務局に送付する。
3. 上記2. の手続き確認後、認定証を交付する。
次回の専門医認定委員会の前日迄に登録料の納入のない者は、専門医認定委員会で資格失効の処置をとる。(新しく申請をし直す)